

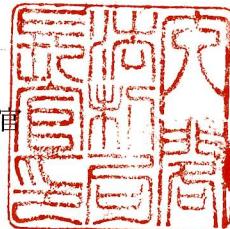


標準様式第7号

内閣法制局一第25号  
令和4年9月14日

山中 理司 様

内閣法制局長官



開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和4年8月24日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る行政文書名	・令和4年答弁案関係資料（その他）のうち、「参議院議員浜田聰君提出国葬、国葬儀、合同葬儀の違い等に関する質問に対する答弁書」（内閣府から内閣法制局に提出された参考資料に限る。）
移送年月日	令和4年9月14日
移送先の行政機関の長等	内閣府大臣官房長  (連絡先) 所在地：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号：03-5253-2111（代表）30875（内線） 担当部課室名：内閣府大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局
移送の理由	請求に係る行政文書が内閣府から提出されたものであること等のため。
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行います。 また、開示実施手数料の300円（オンラインによる開示請求の場合200円）の控除措置については、開示決定等が早く行われた行政文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ります。

\* 担当課

内閣法制局第一部

所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL：03-3581-7271（代） 内線2151